

## 18. 教育実習生受け入れについての申し合わせ

(平成27年4月1日)

教育実習生を受け入れる場合は、下記に該当するものを原則とし、教務部に実習依頼書を提出し、教務部は一括して校長にその旨を申請して承諾を得るものとする。

- 1 本校の卒業生であること。
- 2 指導担当教諭があること。
- 3 教員採用試験の受験を希望するものであること。
- 4 本校指定の期間に実習できるものであること。
- 5 申込み受付期間は前年度の4月1日から9月30日までとする。